

W T O 協定について

W T O 協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：W T O 設立協定）」及びその附属書に含まれている協定の集合体を指す。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO 設立協定）

附属書 1

（１）附属書 1 A：物品の貿易に関する多角的協定

（A）1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994 年のガット）

（B）農業に関する協定

（C）衛生植物検疫措置の適用に関する協定（通称：SPS 協定）

（D）繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定（通称：繊維協定）

（E）貿易の技術的障害に関する協定（通称：スタンダード協定）

（F）貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIM 協定）

（G）1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定
（通称：アンチダンピング協定）

（H）1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定
（通称：関税評価協定）

（I）船積み前検査に関する協定

（J）原産地規則に関する協定

（K）輸入許可手続に関する協定

（L）補助金及び相殺措置に関する協定（通称：補助金協定）

（M）セーフガードに関する協定

（２）附属書 1 B：サービスの貿易に関する一般協定（通称：GATS）

（３）附属書 1 C：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（通称：TRIPS 協定）

附属書 2：紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（通称：紛争解決了解）

附属書 3：貿易政策審査制度

附属書 4：複数国間貿易協定

（A）民間航空機貿易に関する協定

（B）政府調達に関する協定

（C）国際酪農品協定（平成 9 年末に終了）

（D）国際牛肉協定（平成 9 年末に終了）

附属書 1 ～ 3 は、一括受諾の対象。附属書 4 は、受諾国の間でのみ効力を有する。